

ガス機器延長保証サービス 利用規約

アストモシリテイリング株式会社(以下「当社」といいます。))は、お客様に対し、メーカー保証書に記載されている内容及び以下の条項に基づいて、無料修理サービス(以下「延長保証サービス」とい、延長保証サービスの対象となるガス機器を以下「本商品」といいます。))を提供します。

第1条(契約の成立、延長保証サービスの開始)

- 延長保証サービスの提供を受けることを希望するお客様は、当社所定の様式により当社に15日までに申込みを行うものとし、当該申込みにに対し当社が承諾することにより、本利用規約に基づき当社が延長保証サービスを提供する旨の合意(以下「本契約」といいます。))が当社とお客様との間で成立するものとし、(当社との間で本契約が成立したお客様を以下「会員」といいます。))
- 延長保証サービスの提供が開始される日は、前項に定める承諾が行われた日の属する月の翌月1日とします。

第2条(延長保証サービスの期間)

- 各本商品につき延長保証サービスを受けることができる期間は、前条に定める日から、当該本商品の製造後10年が経過する日までの期間(以下「延長保証サービス対象期間」といいます。))とします。当該延長保証サービス対象期間内において、第7条又は第8条に定めるものを除き、延長保証サービスを受ける回数に制限はないものとします。
- 前項に関わらず、会員は、本商品に関してメーカーの保証サービスを受けることができる場合には当該本商品につき延長保証サービスを受けることができないものとします。又、会員がメーカーの保証サービスを受けることができたに関わらず、その故意又は重過失により当該保証サービスを受けることができなかった場合も同様とします。

第3条(延長保証サービスの対象、サービスの内容)

- 本商品は、以下に定めるガス機器とします。
 - ①ガス給湯器
 - ②ガスコンロ
 - ③ガスオープン
 - ④ガス炊飯器
 - ⑤ガスファンヒーター
 - ⑥ガスストーブ
 - ⑦ガスF型暖房機
 - ⑧ガス小型湯沸かし器
- 本商品は、前項のうち以下の何れにも該当するものをいいます。
 - ①会員が所有し、かつ所有者が現に使用する住宅内に存在するものであること
 - ②メーカーによる保証の対象となっていること(保証期間が1年以上であるものに限ります。))
- 当社が提供する延長保証サービスの内容は、本利用規約において明示的に定めのある事項に限られるものとします。

第4条(保証料の支払)

- 本サービスの会費は月額280円(税別)とし、LPガス料金と合わせて請求します。
- 本サービスは月額利用料金制のため、退会の場合には料金の日割り計算はいたしません。

第5条(修理の依頼)

- 延長保証サービス対象期間中に、本商品の取扱説明書及び本体貼付けラベル等の注意書きに従った正常な使用状態で本商品に故障が生じた場合、会員は、当社に修理を依頼することとします。
- 前項の修理依頼があった場合、当社は、自ら又は当社が選定した修理業者に故障した本商品を修理させます。
- 延長保証サービスには、当社による会員に対する修理費用相当額の補てん、補償又は賠償等の金銭の支払いは含まれないものとします。

第6条(報告義務)

会員は、氏名又は連絡先(電話番号・住所・メールアドレス)に変更があった場合、速やかに当社に連絡しなければなりません。かかる連絡が為されない場合、延長保証サービス対象期間内であっても延長保証サービスの対象とならない場合があります。

第7条(修理限度額等)

- 第5条1項及び2項に基づき行われる修理の限度額は、修理1回あたり10万円(税別)とします。延長保証サービスによる1回の修理の費用見積額が10万円(税別)を超過する場合、当社は、①当社が指定する10万円以内(税別)の同機種又は同等品を代替品として提供することをもって修理に代え(設置工事を含まず。))、又は②当該超過部分について会員が修理費用を負担することを条件に本商品の修理を行います。
- 延長保証サービスによる本商品の修理が不可能な場合(メーカーによる部品供給を受けられない場合を含む)は、当社が指定する10万円以内(税別)の同機種又は同等品を代替品として提供することをもって修理に代えるものとします。(設置工事を含まず。))
- 前2項に定める代替品の提供にあたって、会員は当社に対して、メーカー、機種又は品名その他の指定を行うことはできないものとします。

第8条(延長保証サービスの対象外となる事由)

- 次の場合は延長保証サービス対象期間中でも延ば延長保証サービスの対象とならないものとします。
 - ①本商品本体以外の箇所が原因の故障の場合(電線・電源、配管等が原因による故障の場合を含みます。))
 - ②取付工事に起因する本商品機器の不具合の場合
 - ③当社以外で本商品の修理を依頼された場合

- ④申込書記載の会員情報と相違がある場合及び修理依頼商品が延長保証サービスの対象商品に含まれていない場合
- ⑤本商品の部品交換を伴わない調整及び手直し修理の範囲に該当する場合(清掃、設定等で完了する場合を含みます。))
- ⑥電池、フィルター類、バッキン等消耗品の交換である場合。ただし、会員が直接交換を行うことが困難な 弁類(減圧弁・圧力弁等)の交換は保証対象とします。
- ⑦本商品の機能及び使用の際に影響が無い場合(外観の不具合の場合を含みます。))
- ⑧本商品の通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合
- ⑨本商品のメーカーの責に起因した故障又は損傷の場合
- ⑩本商品に追加で取り付けが可能な部品・装置の故障若しくは損傷、又は当該追加部品・装置に起因した本商品の故障若しくは損傷の場合
- ⑪お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた、本商品の故障又は損傷の場合
- ⑫一般家庭用以外(業務用の使用、車両や船舶への搭載を含みます。))での使用によって生じた故障、傷、錆、カビ等の場合
- ⑬直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた本商品の故障又は損傷の場合
 - ア.不適切な使用(落下、衝撃、水濡れ、電池漏洩、増設及び改ざん行為等)又は管理の不備によって生じた本商品の故障、傷、錆、カビ等
 - イ.使用上の誤り(取扱説明書記載以外の使用を含みます。))、又は維持・管理(メーカーが定める定期的清掃等を含みます。))の不備又は改造によって生じた故障
 - ウ.水道法に規定された水質基準に適合した水以外の水(井戸水、温泉水、地下水等を含みます。))の使用によって生じた故障、水漏れ、タンクや配管の腐食等
 - エ.動物・植物等の外部要因での変質・変色・その他類似の事由によるもの
 - オ.故意・重過失による故障又は損傷
 - カ.火災・落雷・爆発又は外部からの物体の落下・飛来・衝突若しくは倒壊等の偶然かつ外来の事由によるもの
 - キ.地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害及び異常電圧によるもの
 - ク.盗難・詐欺・横領又は紛失によるもの
 - ケ.核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下も同様となります。))又は核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。))の放射性や爆発性、その他の有害な特性又はこれらの特性による事故によるもの
 - コ.戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱、武装反乱・その他類似の事変又は暴動によるもの(群衆又は多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態であることによるものを含みます。))
 - サ.住宅又は住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合
 - シ.本商品が不適当な設置状態に置かれていたことによるもの
- ⑭法令に基づく点検の際に、不適当と判定された住宅設備について修理又は交換をしなかったことによるもの
- ⑮本商品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる本商品の修理の場合
- ⑯修理のご依頼が、延長保証サービス対象期間の末日後になされた場合
- ⑰本商品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼である場合
- ⑱本商品の修理を依頼された際、故障内容が再発しない場合、又は本延長保証サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合
- ⑲不具合、損傷等の原因として損害保険金、損害賠償金を受取られた場合
- ⑳その他前各号に類似する事由の場合

2.次の場合に発生する費用は保証の対象とならず、原則として本商品の所有者の負担となるものとします。

- ①本商品本体以外の機器・付属品の修理・取り付け・撤去に要する費用
- ②商品を修理するにあたり必要となった壁、床、天井又は構材等への取付け損しと修復にかかる費用
- ③修理費用の一部又は全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
- ④火災保険、動産総合保険等、保険契約等による保険金等により支払われるべき費用又は既に支払われた費用
- ⑤会員からの修理依頼が虚偽であった場合の出張又は修理にかかるすべての費用
- ⑥本商品についてメーカーがリコール宣言を行った後に、リコールの原因となった部位にかかる購入・修理・取り付け・撤去に要する費用

第9条(間接損害)

- 次の損害等については延長保証サービスの対象とならないものとします。
 - ①本商品の故障又は損傷に起因して他の財物に生じた故障又は損傷等の損害
 - ②本商品の故障又は損傷に起因して、本商品、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害
 - ③本商品の故障又は損傷に起因して生じた生命、身体に関する損害(経済的又は精神的損失を含みます。))
 - ④前各号に定めるもののほか、本商品自体に生じた損害以外の損害

第10条(製造物責任)

当社は本商品のメーカー、販売者、輸入者又は加工業者ではなく、会員に対して延長保証サービス業務を請け負う企業であり、製造物責任法第3条の責を負わないものとします。

第11条(本契約の期間)

- 本契約の有効期間は、第1条2項に定める日から1年間とします。ただし、有効期間の満了前1ヵ月以内に当社又は会員から通知のない限り、本契約は同一の条件によりさらに1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 本契約の有効期間中でも、当社又は会員は、相手方に1ヵ月前に通知することにより、いつでも本契約を解約させることができるものとします。

第12条(解除)

- 当社は、会員に次に定める事由が生じたときは、催告を要することなく直ちに本契約を解除することができます。
 - ①本契約の内容に違反し、書面による催告後10日以内に当該違反は正されないとき
 - ②仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は租税滞納処分を受けたとき

- ③支払停止又は支払不能の状態に至ったとき
- ④破産、民事再生手続、その他の法的倒産手続の開始の申し立てがなされたとき
- ⑤財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第13条(反社会的勢力)

- 会員は、当社に対し、自己が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらに準ずる者(総称して以下「反社会的勢力」といいます。))ではないことを表明及び保証し、かつ将来にわたって反社会的勢力に該当しないことを誓約します。
- 会員は、自ら又は第三者を利用して次に定める行為を行わせないものとします。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 当社は、会員が前各項に違反した場合、催告を行うことなく本契約を解除することができます。会員は、当社がかかる解除を行ったことにより会員に損害が生じた場合でも、これを補償又は賠償する義務を負わないものとします。

第14条(再委託)

当社は、自己の費用により、延長保証サービスの提供に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託することができるものとします。

第15条(個人情報)

- 当社は、当社が知り得た会員の個人情報について、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 会員は、会員の個人情報を当社が次に定める目的の範囲内で使用することに同意します。
 - ①会員より依頼を受けた延長保証サービスを会員に対して提供するため
 - ②延長保証サービスの運営上必要な事項を会員に対してお知らせするため
 - ③延長保証サービスその他当社が提供する商品又はサービスの改善等に役立てるための各種アンケートを実施するため
 - ④延長保証サービスの利用状況や会員の属性等に応じた新たなサービスを開発するため
 - ⑤関連するサービスや商品の情報を会員に提供するため
- 当社は、前条に基づき延長保証サービスの提供に係る業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合、これに伴い当該第三者に対し、会員の個人情報の取扱いを委託することがあるものとし、会員は予めこれに同意するものとします。

第16条(延長保証サービスの不提供)

- 会員が本商品につき次の各号に定める行為を行った場合は、当該本商品について延長保証サービスは提供されないものとします。
 - ①本商品の譲渡
 - ②本商品の廃棄

第17条(見解相違の場合)

故障及び損害の認定など、延長保証サービスその他本利用規約について、当社と会員との間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求めることができます。

第18条(準拠法)

本利用規約は日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈されるものとします。

第19条(裁判管轄)

延長保証サービスその他本利用規約に起因して生じる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条(規程の変更)

当社は、本利用規約を変更する必要があると判断した場合には、本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容、及びその効力発生時期を当社のウェブサイト上で事前に公表することにより、本利用規約を変更することができるものとします。なお、本利用規約につき重要な変更を行うときは、事前に会員に変更内容を個別に通知するものとします。

第21条(再加入事項)

会員は延長保証サービスの解約手続きを行った場合、再加入をする為には、解約後3年を経過していることを条件とします。

以上